

2013年12月16日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

行政訴訟の経過（勝訴）に関するお知らせ

この度、個人ならびに当社株主が提起しました行政訴訟につき、勝訴の判決が下りましたのでお知らせいたします。

行政訴訟は、原告である民間の法人個人にとって、国と争うために一般的に勝訴が非常に難しい訴訟です。その中で、一連の事件においてこのように勝訴判決が複数下されたことは、証券取引等監視委員会（以下、「監視委」といいます。）の調査の不当性と、当社等の主張の正当性を表すものとして歓迎しております。

また、当社等としましては、当社の合法性、当社等の主張の正当性への確信がさらに深まるものとなりました。

これらの訴訟は、当社等が「偽計取引」を行ったとの嫌疑で2010年6月に監視委が行った強制調査に対し、調査対象となった当社ならびにその他の個人ないし法人らが同時に提起しておりました訴訟のうち一部のものです。その中で、当社の取締役会長此下益司及び、取締役兼代表執行役最高経営責任者此下竜矢の父親（以下、「個人」といいます。）が提起しておりました領置処分の取消しを求める行政訴訟において、控訴審においても領置処分を違法とする判決が下り、同判決が確定したものです。

また、当社親会社に当たりますA. P. F. ホールディングス株式会社が提起しておりました行政訴訟につきましても、すでに第一審において領置処分取消の判決が下っております。

当該個人の行政訴訟につきましては、平成25年6月20日付「当社及び当社子会社による行政訴訟の判決に関するお知らせ」にてすでにお知らせしておりましたとおり、東京地方裁判所にて、領置処分の取消しが言い渡されておりました。（平成25年6月20日付の適時開示につきましては、次のURLをご確認ください。
<http://www.showa-holdings.co.jp/ir/irfile/sh20130620.pdf>

国（被告）側はこれを不服として東京高等裁判所に控訴をしておりましたが、この度、控訴棄却の判決が下されたものです。これにより改めて当該個人の主張の正当性と、監視委の

領置処分が違法であったことが証明されたものであります。国（控訴人）は同控訴審判決に上告しなかったことから、同判決は既に確定しております。

また、当社株主でありますA. P. F. ホールディングス株式会社が提起をしております行政訴訟につきましても、同社の主張が一部認められ、東京地方裁判所において、領置処分の取消しの判決が下っております。こちらの判決でも監視委の領置処分が違法なものであったことが明白に示されております。国（被告）側は、同判決を不服として東京高等裁判所に控訴をしておりますが、同社からは、監視委の人権と法をないがしろにした違法な調査を正当化しようとする行為を断じて許す事はできず、自身の潔白や信頼回復のみならず、ご迷惑とご心配をおかけしております関係者の皆様の為にも、控訴審も全力で対応していくとのコメントをいただいております。

記

1. 判決

（個人）

1. 本件控訴を棄却する。
2. 控訴費用は控訴人の負担とする。

（A. P. F. ホールディングス株式会社）

1. 処分行政庁が平成 22 年 6 月 8 日付けで原告に対してした別紙 4-1「本件領置物件目録」記載の各物件に係る領置の処分を取り消す。
2. 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
3. 訴訟費用はこれを 3 分し、その 2 を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

2. 訴訟の内容

（個人）

原告	個人
処分行政庁	証券取引等監視委員会、証券取引特別調査官
判決日	平成 25 年 11 月 21 日
裁判所	東京高等裁判所
提訴内容	処分行政庁が実施した調査に伴う領置処分の取消請求に係る東京地方裁判所の判決の取消し

(A. P. F. ホールディングス株式会社)

原告	A. P. F. ホールディングス株式会社
処分行政庁	証券取引等監視委員会、証券取引特別調査官
判決日	平成 25 年 10 月 18 日
裁判所	東京地方裁判所
提訴内容	処分行政庁が実施した調査に伴う差押処分及び領置処分の取消請求等

3. 今後の見通し

本行政訴訟の判決につきましては、個人に関する事案でありますので、当社の業績への影響はございません。

しかしながら、本件判決の内容は、監視委の行なった調査が違法性を伴ったものであったことが証明されたことに他なりません。当社に対しましても、当該調査が行なわれてから既に3年半が経過しておりますが、監視委による告発はおろか、調査協力に関する連絡など一切ない状態が続き、課徴金に関する除斥期間が経過しております。これによっても当社の2008年6月に行なった増資が適法であったことはより一層明白になっているものと考えております。

今後は、これらの調査により被った当社の損害や信頼の回復の為に、平成25年6月6日付で提起いたしました国家賠償請求訴訟を通じ、当社の正当性を証明し、日本の証券市場の正常化を目指していく所存です。(国家賠償請求につきましては、次のURLをご確認ください。)

<http://www.showa-holdings.co.jp/ir/irfile/sh20130606.pdf>

当社は引き続き本業に邁進し、中期経営計画実現することで企業価値向上を目指して参りますので、何卒ご理解とご支援いただけますようお願い申し上げます。

以上